意見書

令和2年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所 〒

フリガナ

氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第21条第1項の規定による意見書を次のとおり提出します。

(注意事項)

- 1 環境の保全の見地からではない意見や、記載事項に不備がある意見書は、意見書として取扱うことができませんので御注意ください。
- 2 意見の記入及び提出に当たっては必ず別紙「意見書を提出する方へ」を御確認ください。

提出意見に関連する条例準備書の該当

土砂災害と災害対策

ページ数又は環境影響評価項目等

<意見>

鷺沼は土砂災害警戒区域、災害対策本部となる区役所は現在地とし鷺沼に支所の設置を。

<理由>

地球温暖化により自然災害が大規模化している。鷺沼は沼地を整備した地で、ハザードマップで指摘された土砂災害警戒区域であることを認識し、開発計画を立てて欲しい 重要なことは災害対策本部となる区役所を設置する場合の適地か否かだ。

国土交通省は「災害拠点建築物の設計ガイドライン」で立地条件として「災害対策拠点機能が果たせるように車の動線計画、駐車場等の配置に留意した計画」を求めている。 鷺沼駅前は、国道246号線・尻手黒川線の2道路からも離れており、隣接道路は幅 8.75mで大型車の通行が禁止されている道路です。

しかも大地震や豪雨で駅裏の線路法面が崩落し線路が埋まり、鷺沼橋が崩落し通行不能になる危険がある。本開発には、その対策は鉄道事業者と市が考えることだとして、事業者としては何も対策を示めしていない。開発事業者として必要な対策を考えて頂きたい。 最適な方法は、区役所を現在の場に存続させ、鷺沼に区役所支所を設置することです。 現区役所は、隣接した消防署、道路網の整備、区の中央に立地していることからも最適です。

※ この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。その場合、紙の右上に_枚中_枚目と全体の枚数を記載してください(例:3枚中1枚目)。

意見記入欄